



## 申11号「電気部門の変革2022」に関する説明申し入れ(第3回交法) その3

### 第31項 テポを設置する目的、予定箇所、配備する備品等の内訳を明確にすること。

- ・メンテナンスセンターがあった所のうち、一部を整備してテポにする。異常時の拠点にしていきたい。第一陣に必要な資機材を考えている。OA 機器などの備品は支社と相談して配置していきたい。
- ・電力と通信は個別で考えている。支社の中で一緒にと考えることは否定しない。

### 第32項 非効率的とされている夜間作業に対する基本的な考え方と対策を明確にすること。

- ・山貨の触車以降、夜間作業が増えてでも安全に対して取り組んできた。
- ・同じメンテナンスをするならば、昼間に作業する方が効率がいいと一般論として考えている。
- ・システムチェンジをすれば、夜間の作業を減らすことが可能になる。
- ・貨物会社と連携して、東海道線や東北本線で間合いの拡大を実現してきた。

### 第33項 設備21施策実施以降の、電気系統における設備数量、工事量の推移を明確にすること。

- ・設備投資額も設備数量も増えており、経営が順調であることの表れでもある。
- ・セキュリティ対策のカメラ設置等が増えている。・工事設計の労力を減らし、精度をあげていく。

### 第34項 パートナー会社が単独で行う障害復旧対応等について、内容、範囲、JR直轄との関係性を明確にすること。

- ・一般工事でパートナー会社の責務で使用開始が出来るものは、TEMS での対応が可能である。
- ・信号通信は、ポイントの異物挟まりなど原因が明らかなもの、単純で簡易な取り換えが可能なもの、二重系の電子ユニットのDCユニットの片側交換、リセットの取り扱い等を考えている。
- ・踏切の遮断不良、CTC の主装置の障害は JR が主体となるという認識である。
- ・メセの検査業務を移管している箇所では、基本は、TEMS が出動することになる。
- ・復旧、強度計算、広範囲で運転調整が必要な物などが、JR が判断していくことになる。

### 第35項 工事設計積算業務について、負担軽減策を明確にすること。

- ・少額・小規模工事の適用範囲を拡大し、一般工事の件数を4割から3割に縮減していく。
- ・単価契約工事へ転換して、年度末の時間をしっかりと確保できるようにしていきたい。
- ・電気は契約に関わる不適切な事象が続いた。コンプライアンスに関わる事象は適切に処置していきたい。・直轄の技術力を落とさないための取り組みは否定しない。

### 第36項 統合作業乗率の集約等について、変更内容を明確にすること。

- ・線区ごとに決めるのではなく、同じ駅構内であれば一つの乗率パターンに集約していきたい。
- ・夜間乗率や冬期乗率、運転頻度等の、統合乗率の基本的な考え方は変更しない。

### 第37項 新たに導入する旗揚げシステムの概要と目的、機能を明確にすること。

- ・CAD で工事図面を作成する際に、図面上に詳細数量を入力すると、積算システムにデータが反映されるものだ。データの受け渡しなど、セキュリティの課題をクリアしていく必要がある。
- ・仕様も含めて細部を検討している。数年の内と考えており、5年まではかからない。

### 第38項 派遣(交通費)の単金化の内容について明確にすること。

- ・派遣費工事において、メーカー拠点から現場までの距離を算出すれば、そのキロ数に応じて単価を予め定めておくものとなる。新幹線を含む鉄道についてのみ適用する。
- ・消費税を抜く計算などが大変であるという声を受けての変更である。
- ・飛行機や自動車等による移動が必要になる場合は、現行通り査定する。